



## 市県民税・所得税に関する申告はお早めに

令和7年度の市県民税申告と令和6年分の確定申告の受付が始まります。提出期限は3月17日(月)です◇電子申告(e-Tax)や郵送での提出にご協力ください

☎市民税課(市役所1階) ☎74-5429(市県民税申告)  
☎平塚税務署(〒254-8533平塚市浅間町9-1) ☎22-1400(確定申告)

### 市県民税の申告

令和7年1月1日時点で市内在住の人で、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。市県民税の賦課のほか、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・児童手当など各種手当の算定や、課税(非課税)所得証明書の発行の基礎資料となるので期限内に提出をお願いします。

◆令和6年中に所得がない人◆別世帯の人の扶養親族になっている人◆給与所得者で給与所得以外の所得合計が20万円以下の人\*◆公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人\*

\*所得税の申告はしなくてもよいことになっていますが、市県民税の申告はしなければなりません

### 市県民税の申告方法

市県民税申告書は、1月20日(月)から市民税課窓口で配布し、受付を開始します◇市ホームページからも入手できます

また、パソコンやスマートフォンを使って自宅で作成できます。詳しくは市ホームページをご覧ください◇郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)でも提出可能です

### 年金所得者の申告

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、医療費控除や社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除などを追加して申告することで、所得税の還付や令和7年度市県民税が減額となる場合があります。

**1月から申告書控えに収受日付印の押なつは行いません**  
国税庁は手続きの見直しを行い、申告のオンライン化や事務処理の電子化を踏まえ、申告書などの控えに収受日付印の押印を行わないこととなりました。書面申告で申告書などを提出する際は、申告書の正本(提出用)のみを提出してください。

## 各種相談会などのスケジュール

	開催日時・場所
市民税課での市県民税申告相談会	とき 1月20日(月)~24日(金)の午前8時30分~正午、午後1時~4時※予約不要(先着順)
平塚税務署での所得税確定申告	とき 2月17日(月)~3月17日(月)の午前9時~午後5時(受付は午前8時30分~午後4時)※土・日曜日、祝日を除く。3月2日は実施
税理士による確定申告無料相談会	とき 1月28日(火)・29日(水)の午前9時30分~正午、午後1時~3時30分(オンラインによる事前申し込み。当日枠あり)◇受付は午前9時から ところ 市民文化会館展示室 対象 小規模事業者、給与所得者、年金受給者(土地・建物および株式などの譲渡所得がある場合は除く)
市職員による確定申告相談会 ※要予約(当日枠なし)	とき 2月18日(火)~3月14日(金)の午前9時30分~午後4時(月・土・日曜日、祝日を除く) ところ 市民文化会館展示室 対象 公的年金、給与収入のみ(市内に住居登録がある人)※小規模事業者および住宅ローン控除や一時所得、公的年金以外の雑所得がある人は、相談の対象外となるため、税務署での手続きか税理士による無料相談会をご利用ください その他 開催期間中、確定申告作成コーナーを設置します。パソコンを配置しており、自身で作成と提出が可能です(予約不要)
作成済みの確定申告書の提出 ※予約不要	とき 1月28日(火)・29日(水)の午前9時30分~午後3時30分、2月18日(火)~3月17日(月)の午前9時30分~午後4時※土・日曜日、祝日を除く ところ 市民文化会館1階ロビー
確定申告書などの配布 ※配布数に限りあり	とき 1月28日(火)~3月17日(月) ところ 市役所1階横浜銀行前(1月28日~2月17日※第1・3・5土曜日、日曜日、祝日を除く)、市民文化会館1階ロビー(2月18日~3月17日※土・日曜日、祝日を除く)、駅窓口センター
持ち物	◆マイナンバーカード(または通知カードと本人確認書類)、源泉徴収票や各種控除の証明書(医療費控除を受ける人は、領収書の合計額を計算してきてください)◆前年の申告書の控え一式◆還付金がある場合、申告者名義の口座番号が分かるもの(確定申告相談の場合のみ)

**予約方法** いずれも市ホームページ、または右のQRコードから※申告書の提出のみの場合は予約不要です



市ホームページ

**税理士による確定申告無料相談会** 1月9日(木)午前10時から申し込みを開始します

**市職員による確定申告相談会** 2月10日(月)午前9時から予約を開始します◇完全予約制(相談日の前日までに予約が必要です。予約枠に限りあり)。市LINE公式アカウント「申請・予約」または予約専用電話(☎92-1112、平日午前9時~午後4時)からも予約できます。電話による予約は混雑が予想されるため、LINEからの予約にご協力ください

**平塚税務署での所得税確定申告** 申告書作成会場では、入場整理券を配布します。当日、会場で配布するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です※配布状況に応じて受付を早く締め切る場合があります



## 介護に関する税の所得控除

### 要介護認定者の障害者控除

65歳以上で身体障がい者などに準ずる人、またはその人を扶養している人は、所得税・住民税の所得控除が受けられます。所得控除の申告には「障害者控除対象者認定書」が必要です。担当に申請してください

### 障害者控除を受けられる人

認定書交付対象者またはその扶養者で、所得税・住民税が課税されている人  
◆対象者の介護保険被保険者証◆申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)

### 介護保険サービス利用料の医療費控除

次のサービスを利用している場合、利用料の自己負担分が控除の対象となります※対象額は、サービス事業者発行の領収証に記載されます

◆訪問看護、通所リハビリテーションなどの医療系のサービス

### おむつ代の医療費控除

6カ月以上寝たきりの人のおむつ代の控除には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。控除を受ける人は、市が発行する「主治医意見書」の内容確認証明書を代用できます。詳しくは担当へお問い合わせください

☎介護高齢課 ☎94-4723



## 国民健康保険税などの支払い額を通知します

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の令和6年中の支払い額を通知します。令和6年12月下旬に納付した金額は加算されていない場合がありますため、確定申告で使用の際は、領収書などをご確認ください

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度の医療費通知を発送

国民健康保険の医療費通知は、令和6年1月~10月診療分を1月中旬に、11~12月診療分を3月中旬に発送します。後期高齢者医療制度の医療費通知は、令和6年1月~11月診療分を2月中旬に、12月診療分を3月中旬に発送します

☎国民健康保険 ☎94-4728

☎後期高齢者医療 ☎94-4521

☎介護高齢課 ☎94-4722

☎介護保険 ☎94-4722